

○奈良県警察情報セキュリティ監査実施要領の制定について

(平成23年2月17日例規第13号)

[沿革] 平成29年12月例規第26号改正

このたび、別記のとおり奈良県警察情報セキュリティ監査実施要領を制定し、平成23年2月17日から実施することとしたので誤りのないようになされたい。

別記

奈良県警察情報セキュリティ監査実施要領

第1 目的

この要領は、奈良県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年12月奈良県警察本部訓令第23号。以下「訓令」という。）第8条第3項の規定に基づき、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

第3 通常監査

1 通常監査の実施

情報セキュリティ監査責任者（訓令第8条第1項に定める者をいう。以下「監査責任者」という。）は、警察情報システムの運用所属に対し、通常監査を実施するものとする。

2 通常監査の実施計画

- (1) 監査責任者は、毎年度、当該年度における通常監査の実施計画を定め、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得るものとする。
- (2) (1)の実施計画には、通常監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を含むものとする。
- (3) 通常監査は、原則として毎年度1回以上実施するよう計画するものとする。

3 監査官等の指名等

- (1) 監査責任者は、通常監査の実施に当たって、警務部情報管理課又は監査責任者が指定する所属（以下「情報管理課等」という。）の課長補佐以上の職にある職員の中から監査官を指名するものとする。この場合において、監査責任者は、監査を受ける職員とその監査を実施する職員を兼務させないなど、監査官の独立性が保たれるよう留意するものとする。
- (2) 監査責任者は、監査官の職務を補佐させるため、情報管理課等の職員の中から

監査補佐官を指名することができるものとする。

4 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官は、通常監査を実施するため必要と認められるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

5 通常監査の実施に当たっての留意事項

通常監査を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 取り扱う情報の保秘を徹底すること。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の職務に支障を及ぼさないよう注意すること。

6 情報セキュリティ管理者への報告

- (1) 監査官は、通常監査を終了したときは、監査調書を作成し、警務部情報管理課長を経由して監査責任者に報告しなければならない。
- (2) 監査責任者は、(1)の監査調書に基づいて監査報告書を作成し、情報セキュリティ管理者（訓令第4条に定める者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

7 改善を求める事項等の指示

- (1) 情報セキュリティ管理者は、監査報告書の内容を踏まえ、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属長に指示するものとする。
- (2) 情報セキュリティ管理者は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定による指示を受けた所属長以外の所属長に対し、当該指示の内容と同種の課題又は問題点の有無の確認その他必要と認める事項を指示するものとする。
 - ア 他の所属においても(1)の規定による指示の内容と同種の課題又は問題点が存在する可能性が高い場合
 - イ 緊急に他の所属における(1)の規定による指示の内容と同種の課題又は問題点の存在の有無を確認する必要がある場合

8 所属長のとるべき措置

7の規定による指示を受けた所属長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置をとり、その結果を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。この場合において、速やかに措置をとることが困難な事項については、その影響を低減させるための補完的な措置を検討した上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

9 本部長への報告

情報セキュリティ管理者は、通常監査の結果及び7の規定により所属長に指示した事項並びに8の規定により所属長がとった措置について、本部長に報告するものとする。

第4 特別監査

1 特別監査の実施

情報セキュリティ管理者が特に必要があると認める場合には、監査責任者は、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、本部長の承認を得て特別監査を実施するものとする。

2 通常監査に関する規定の準用

第3の3から9までの規定は、特別監査について準用する。